



全国的にインフルエンザや新型コロナウイルス感染症が流行しています。  
 こども園でも、12月にインフルエンザA型が集団発生し、仙南保健所の指導が入りました。下記の指導内容について、ご理解とご協力をお願いいたします。

- ・インフルエンザワクチンの接種がまだの方は、早めに予防接種を受ける
- ・兄弟・家族がインフルエンザを発症した場合は登園を控える
- ・風邪症状（咳・鼻水・嘔吐・下痢・食欲不振・機嫌が悪いなど）がみられる場合は登園を控え、症状が続く時は通院する

※園児の年代はまだ免疫機能が未熟なため、ウイルスの増殖期間が長いと言われています。またこども園は学級閉鎖が出来ないこともあり、長めに設定されています。1人1人が停止期間（症状が続く期間）をしっかりと休むことによって感染（流行）のスピードを緩やかにし、規模を縮小する効果があります。

インフルエンザ発症後、登園可能になるには下記の2つの条件を両方、満たさないとけません。

解熱後3日が経過していること

発症後5日が経過していること

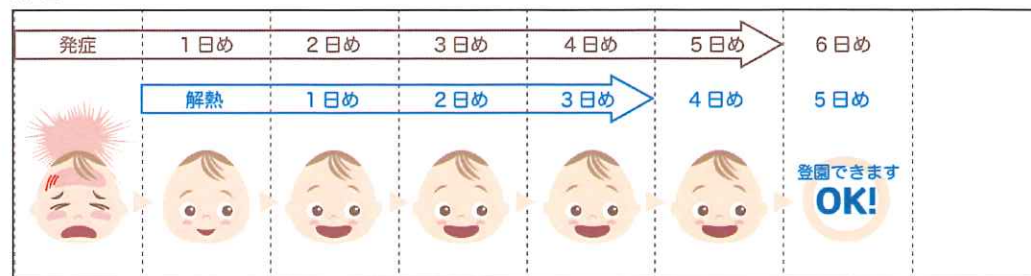
発症とは発熱の症状が現れたことを指します。日数の数え方は発熱が始まった日は含まず、翌日からを発症第1日目と考えます。

例 1



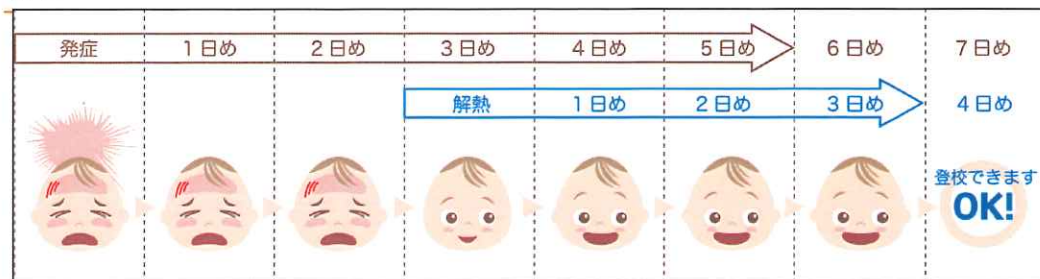
この場合、発症後6日目に登園できます。

例 2



この場合、解熱して3日経過しても、発症後5日が経過していない為、すぐには登園できません。発症後6日目に登園できます。

例 3



この場合、発症後5日が経過していても、解熱後3日が経過していない為、すぐには登校できません。発症後7日目に登園できます。